

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

榊議員は時間制にて質問いたします。

○2番（榊朋之君）〔登壇〕 2番、榊朋之です。

本日はさきに通達のとおり、防災対策と図書館運営につきまして、時間制にて質問させていただきます。

まず防災対策についてでありますけれども、先ほどの米丸議員と一部ダブるところがございますことをお許してください。

先日、新聞を初めあらゆる報道機関において、南海トラフ巨大地震の震災規模と被害予想が発表されておりました。最大で震度8以上の大地震と、四国の太平洋側の海岸においては最高32メートルもの巨大地震が予想され、死者が全国国内で32万人にも及ぶという、想像もつかないほどの数字が示されておりました。

この南海トラフ地震はほぼ日本全域に被害が予想されており、ここ春日市においても津波の心配こそ予想されていないものの、震度5弱の数字は示されておりました。被害の最も大きな地域と比較すれば、確かに小さな数字のように思われますが、震度4以上の地震は十分に通常の市民生活を脅かす、極めて大きな災害であります。しかも、今後想定される災害の発生のおそれのある地震等災害は、この南海トラフ巨大地震に限ったものではございません。私たちは常に大きな災害に対する備えをしておく必要があるのではないのでしょうか。

先日、岩手県の陸前高田市を訪問させていただきました。被害の大きかった陸前高田市の市民センターの前に立ったとき、私が正直に思いましたのは、むしろよくこの場所から逃げた人がいるなという思いでございました。その場所からは海など全く見えません。仮に私があの時あの場所で急にあの地震に遭遇していたとしたら、間違いなく、こんなところに津波が来るわけないとたかをくくり、高台への避難などしていなかったと思います。あの地にあつて津波から避難をするという行為は、常日ごろから津波の恐怖に対する言い伝えや教育、また訓練が徹底していたからにはほかならないのではないのでしょうか。

多くのとうとい人命が犠牲となりました。そのことは残念でなりません。しかし、日ごろの災害に対する備えがなければ、被害はさらに大きなものになっていたであろうことは、容易に想像がつきます。そういった意味からも、日ごろの災害に対する備え、防災意識の向上は、市民の生命、財産を守る大変重要なものであると再認識した次第でございます。

当春日市におきましては、年に1度の大規模な総合防災訓練を初め、日ごろから全庁を挙げて防災のための意識向上を図ってくださっております。大変重要なことであると思っております。また訓練とは異なりますが、先日、7月14日に九州北部地方を襲った大豪雨の際にも、午後2時半の段階で市庁舎に全課長職が登庁され、万一に備えておいででいらっしゃいました。幸い春日市では大きな被害は出ずに事なきを得ましたが、こういった日ごろからの災害に対する行政の対応には、市民の一人としても大変心強く感じ、また心からの敬意と謝意を申し上げるものでございます。

また、市内の各自治会におかれましても自主防災組織を立ち上げていただき、毎年もしくは隔

年で防災訓練を開催されております。多くの自治会がそうでありますように、私の住んでおります桜ヶ丘地区におきましても毎年、関係者を含めると200名以上の市民の方が訓練に参加されております。その様子を拝見させていただきますと、市民の皆様の防災意識の高さを強く感じるものでございます。

しかしながら、ではございますが、この春日市が主催で行う防災訓練も、また各自治体で開催される防災訓練も、そのほとんどが災害発生時から第1避難所に避難するまでを想定したものであります。この訓練は、災害発生時にまず最優先される生命の確保という意味において、非常に重要なものであります。しかしながら、実際避難所に避難した後、すなわち避難所の開設から運営に関する訓練はほとんど行われてはおりません。

この問題に大変お詳しい前田議員のお言葉をおかりしますと、大きな災害の際には公的な援助が行き渡るまで3日はかかると言われております。当然、災害の規模にもよりますが、この間は避難所での暮らしを強いられるわけでございます。この際に何が必要で何を行えばいいのかは、シミュレーションをしておく必要があるのではないのでしょうか。

ここでまずお尋ねをいたします。現在春日市におかれましては、大規模な災害発生の際、避難所において使用するであろう段ボールや毛布、また炊き出し用の食材や機材等、用品・備品のストックはどれほどございますでしょうか。

また、この避難所の運営に関するマニュアルやノウハウの積み上げはどの程度進んでおられますでしょうか。今後の予定もあわせてお教えいただければ幸いです。

続きまして、図書館の運営に関しての御質問をさせていただきます。

図書館は市民に最も近く、また親しみの深い施設でもございますので、これまでも多くの議員から、この運営に関しての質問が寄せられております。直近では6月の定例会の際に、私が日ごろから大変尊敬し、またお慕い申し上げます野口議員から、図書館の運営に、一般に聞きます非常に造詣の深い御質問があったばかりで、大変申しわけないのですけれども、私からは、ふだん図書館を利用させていただく中で感じた幾つかの疑問を質問させていただきます。

私、大変多くの機会で市民図書館を利用させていただいております。あわせて、大変多い頻度で資料をお借りしております。本当に便利に利用させていただいておりますし、資料探しの際や貸し出し、返却の際にも、いつでも図書館で働いておられる皆様は大変親切に、そして優しく接して下さいます。ふだんから人に優しく接される機会の少ない私は、この一点におきましても心からの感謝を申し上げるものでございます。

しかしながら、そんな市民にとっては貴重な知識の扉を開く情報の宝庫であり、また憩いの場でもあるこの図書館で、大変腹立たしく思うことがございます。これは行政、すなわち運営サイドに帰依する話ではなく、むしろ利用する市民の側に問題のある話でございます。

図書館を利用している中で、図書の損傷、落丁、未返却、紛失といった、本来あり得てはならない場面にこれまでに何度も出くわしてまいりました。今さら私がここで述べるまでもなく、図書館におさめられている図書、雑誌、AV資料など全ては、善意の寄附や市民の皆様からお預か

りした税金で購入された、市民の貴重な財産であります。理想を言えば、何人もの人がそれら一冊一冊の本を手にして、心を豊かにし、その経験は後世にまで引き継いでいくべきものであると考えております。しかし大変残念なことに、ほんの一部の心ない、倫理観のない利用によって、これらの貴重な財産が損なわれております。これは残念でなりません。しかし現実である以上、現状を把握して対応をしていかなければならないのではないのでしょうか。

ここで質問いたします。ここ数年間で図書紛失、これは明らかに悪意と思われる資料の盗難は、年間どれぐらいございますでしょうか。

また、資料の損傷や落丁に対するチェックはどのようにされておられますでしょうか。

また、3カ月以上に及ぶ未返却の資料はどれほどございますでしょうか。

あわせて、これらの事例に対してどのような対応をとっておられるのかをお教えてくださいませ。

以上を私の最初の質問とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（金堂清之君）　ここで暫時休憩いたします。

再開は午後3時5分といたします。

---

休憩　午後2時48分

再開　午後3時03分

---

○議長（金堂清之君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕　榊議員より、防災訓練についての御質問でございます。

まず、大規模な災害の際、避難所で使用する用品・備品のストックはどれくらいあるのかとのお尋ねにお答えいたします。

災害時におきましては、県と業者の間で締結している物資供給協力協定に基づき、市から県に要請を行うことで、指定された物資の供給を業者から受け取ることとなります。指定された物資の中には、毛布、おにぎり、調理器材などが含まれます。段ボール、炊き出し用食材は含まれておりませんが、指定されていない物資であっても県に要請して指定を受けた後、業者が供給可能であれば市に供給されることとなります。また、避難が長期化するような場合は、段ボールなどの必要な備品を調達することとなります。

したがって、本市としては今のところ備蓄をしておりませんが、現在設計を行っている新スポーツセンター体育館を防災拠点として整備する考えの中で、簡易トイレなどの緊急性を要するものについては計画的に整備する方向で、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所運営のノウハウやマニュアルの積み上げはどれくらい進んでいるのかのお尋ねにお答えいたします。

避難所運営マニュアルにつきましては、地域防災計画資料編に掲載しているとおり、災害対策

本部を設置したときは避難所管理部長の指示のもと、このマニュアルに沿って自主防災組織や施設管理者と連携して避難所を開設、運営する体制を整えることとなっております。今後はこの連携を一層強化するため、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

マニュアル以外の避難所運営ノウハウにつきましては、本市では今までの災害において避難所を開設、運営するような事例がございませんでした。大災害の際は自助と共助が重要であり、地域の自主防災組織が大きな役割を担うこととなります。そこで今後は、自主防災組織の訓練におきまして、机上での訓練が可能な避難所運営訓練、いわゆるHUGに取り組んでいただくよう支援し、避難所運営ノウハウの積み上げを図ってまいりたいと考えております。

なお、図書館利用についてのお尋ねにつきましては、教育長より答弁をいたさせます。

○議長（金堂清之君） 山本教育長。

○教育長（山本直俊君）〔登壇〕 図書館の利用についての御質問でございます。

まず、この数年で悪意と思われる図書資料紛失はどれくらいあり、どのように対応しているのかのお尋ねにお答えいたします。

不明資料の点数につきましては、平成21年度が約560点、平成22年度が約920点、平成23年度が約390点となっております。資料の盗難を含む紛失の問題につきましては、かねてから指摘もございましたが、平成15年11月に盗難防止装置を導入いたしております。その結果、それまでの盗難などによる資料の紛失が大幅に減少いたしました。さらに職員が館内を巡回するなどの対応も行っているため、紛失がなくなったわけではありませんが、過去には年4,000を超えていた不明資料点数が大幅に減少いたしましたところです。

次に、資料の損傷や落丁に対するチェックはどのようにし、どう対応しているのかのお尋ねにお答えいたします。

返却図書資料の点検につきましては、返却受け付けの後、翌日の開館までの間を利用してチェックを行っております。特にひどい汚れや損傷がある場合は、直前の借り主に直接電話をして事情を聞き、ひどいものについては現物での弁償をしていただいております。

次に、3カ月以上に及ぶ未返納資料はどれくらいあり、どう対応しているのかのお尋ねにお答えいたします。

議員お尋ねの3カ月以上の未返納資料は、8月末現在で約630点、人数で174人です。現在、資料を借りたまま延滞している人に対しましては、まず電話やはがきで督促を行っております。また、登録時にお渡ししている「長期延滞に対する利用制限について」というチラシを再度お渡ししたり、督促文書とともに郵送したりしております。さらに直接相手方を訪問する方法もとっているところです。

比較的軽微な10日から29日までの延滞者は、その9割近くが電話督促などに従い返却しておりますが、長期延滞者の場合はたび重なる督促や直接訪問などの対策にもかかわらず、なかなか返却に応じていただけないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊朋之君）〔起立〕 2番、榊です。御回答ありがとうございました。

それではですね、防災対策に関しましての項目より、いま一度気合いを入れ直して、順次質問に移らせていただきます。

今現在の春日市における避難所の運営に係る備品等、またノウハウについての御回答をいただきました。現在、県との間で物資供給協力協定が結ばれているので、現在市には備蓄がないということでもございました。現時点においてはですね、これでいいんじゃないかなど、私、実は思っております。これまでに避難所を開設しなければならないような災害に遭ったということもなく、また常識的に考えても、今後そこまでの大きな災害が起こり得る可能性が少ないであろうと想定をするのであれば、無駄に備蓄を重ねてロスをふやす必要はないという判断は、極めて常識的であろうと思います。

しかしですね、やはり冒頭に触れた南海トラフ巨大地震などですね、これまでに想定されなかったような地震災害の予想が発表されたり、また東北での我々の常識をはるかに超えた被害の現状を見ると、もしかするとこれまでよりも大きな災害の被害を想定しなければならないのかもしれない。あつてはならないことですがけれども、例えば県の災害本部のある福岡市東区近辺が壊滅的な打撃を受けて、交通網が完全に遮断されたというようなことも、言い出したら切りがないんですけれども、起こるかもしれない。じゃ、11万人の備蓄を全てしておけと言うのかというと、それは当然、常識的ではないし、現実性にも乏しいとは思っております。あくまで想定をどのレベルにするかという問題でございます。

幸い、現在計画中の総合スポーツセンターにおいては、防災拠点の機能も持たせるということでもございました。緊急性を持つ物資の整備を検討されるということでしたので、どうでしょう、せめて住民の1%程度で結構かと思うんですけども、避難所開設に必要であると思われる備品、これは主に毛布や仕切りの段ボールを実は念頭に置いてのお話なんですけども、この程度は常備をしておけば、訓練等にも役立つのではないかというふうに思いますけれども、いかがでございませうでしょうか。

○議長（金堂清之君） 柴田都市整備部長。

○都市整備部長（柴田博之君）〔登壇〕 防災訓練についての再質問でございます。

毛布や仕切り用の段ボールの常備についてのお尋ねにお答えいたします。

先ほど市長が答弁しましたとおり、現在設計を行っています新スポーツセンター体育館に、発災直後に必要な簡易トイレなどの緊急性を要するものを計画的に整備する方向で検討してまいります。その中で、毛布や仕切り用の段ボールについても検討してまいりたいと考えます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。これからの御検討ということですので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

避難所の運営に関する点ですけれども、マニュアルについては防災計画資料編に記載をしてあ

り、ノウハウについては机上で行う避難所運営訓練、いわゆるHUGですね、に各自自治体を取り組んでいただけるように支援をしていかれるというお話でした。このHUGにつきましてはですね、随分早い段階で高橋議員からも御提案されたものでして、これを市が奨励されるということでございます。高橋議員の先見の明に感服することしきりでございますけれども、こういった新しい試みをですね、取り組んでいかれるということは、大変すばらしい、柔軟な考え方だと思います。

ただなんです、お叱りを覚悟の上であえて言わせていただければ、やはり「実践にまさる訓練はなし」というお言葉もあります。災害の場合、実践があつてはよろしくはないんですけども、訓練としてこれに近いものを体験することは可能ではないでしょうか。ここで先ほどから毛布の件にやたら私がこだわっていることにもつながるんですけども、机上ではなくですね、実際に避難所運営の訓練をされてみてはいかがでしょうということをお話を差し上げたいと思っております。

これはごらんになった方もいらっしゃるかもしれませんが、先月になります、夕方のNHKのニュースで、福岡市東区美和台地区におきまして、自治会の一泊宿泊型の防災訓練が開催されましたという訓練が放送されておりました。たまたま私はこのニュースを見たわけなんですけども、正直ですね、ああ、こういう防災訓練もあるんだと、ちょっとやられたなという感じを持ちました。何となくなんですけども、災害発生時にニュース画面で流される避難所の状況、これを見てはおりますけれども、じゃ、実際に避難所を運営するに当たって何が必要で、何をしなければならぬのかということに関しては、具体的に知らないし、経験したことがないんですね。頭では理解しているつもりでも、ボリュームなどの実感も当然ないわけです。多分皆さんもそういう状況ではないでしょうか。

この番組を見ましてですね、私、厚かましくもすぐ翌日に連絡をとらせていただきまして、東区美和台の自治会長様にお話をお伺いに行っていました。大変御親切に資料まで提供いただいて、お話をしてくださったんですけども、まあ、きょうは時間の関係があります、全ては御紹介するわけにはいきませんが、これまでもですね、美和台地区では、我々が通常言うところの防災、また避難訓練は開催をされておられたそうでございます。ただ、やはり避難してきたその後の行動がどうあるべきかわからないといった声が非常に多くあったので、今回の避難所開設から運営に至る訓練を試みようということに至ったということです。

訓練は7月の28日、非常に具体的でございまして、午後2時に警固断層直下地震、震度6強が発生し、住宅や道路の一部が崩壊、車での避難が困難になり、電気・ガス・水道等のライフラインが停止したという状態を想定して行われたということでした。訓練に関しましてはですね、まず専門家をお呼びしての避難所開設事前研修会、これを開催されて、なおかつ実行委員会も2度開催したそうです。行政からはですね、市の防災課、また東消防署、水道局、避難所である美和台の小学校、また民間からもですね、福岡和白病院が全面的に協力、参加されて、避難者の参加はですね、全体で400名程度、宿泊の体験者は35名程度だったということでございます。

非常にざっくりばらんな質問なんですけども、「この訓練をされてみていかがでしたか」と私は

質問をさせていただきました。これは大体答えはわかっているんですけど、当然のように「ありました」と、「めちゃくちゃ収穫がありました」ということなんですね。私たちにとってはこれは未知の世界なんですけども、例えば避難所を開設するに当たっては、対策本部に総本部、受け入れ、救護、給水、設営、炊飯といった班を幾つもつくらなきゃいけない。そして、そのそれぞれが避難されてきた方にお手伝いをお願いする体制をつくる必要があるということでもございました。自治会だけのメンバーだけでは、もう全く足りないということですね。

実はこれ、私が一番関心があったところなんですけれども、避難所でよく見られる、先ほどから実は言っております段ボールの仕切りがございまして。これは質問ではないんですけども、200名の避難者の宿泊のために、あの段ボール、どれくらい皆さんは必要になると思いますか。これを聞きますとですね、事前に準備をしたそうなんですけれども、軽トラックに山盛りで4台でもまだ足りないそうなんです。わずか200名の宿泊のためにです。この量が災害当日に確保できるのかと。これに毛布も必要になると。そういうことを考えると、美和台の公民館のほうでは、もう一つ避難所運営用の防災倉庫が必要になるんじゃないのかという御意見もあったそうです。

また、自治会長さんがこれはおっしゃっていたんですけども、「いや、とてもじゃないですけど、段ボール1枚じゃ寝れませんよ。痛くてたまらない」と。それから、「枕も絶対必要です」。やっぱりこういうことがないとはですね、強烈的な睡眠不足になる。

仮に炎天下でこれが数日間続いたらと思うと、体調管理はどうなるのかといった、避難所でのストレスの問題も当然浮かび上がってくる。この訓練の際、実際、真夏に実施された訓練でしたので、体育館の中に軽い熱中症になられた方も実際にいらっしゃったそうです。

また今回、事前に準備をして、心づもりもして、しかも参加者400名という美和台の人口、これは1万6,000人いらっしゃるそうなんですけども、これからすると若干少ない人数であるにもかかわらずですね、避難されてこられた方が一度に受付に押し寄せられて、避難者リストの作成や誘導は全く追いつかなかったということですか、準備をしていたにもかかわらず、避難所の設営に時間がかかり過ぎたという問題点もあったそうです。「これは本番だったら怒号が飛び交うでしょうね」ということをおっしゃっていました。反省点もあったと。ただ逆にですね、これを機会に地域の方が、避難用の緊急持ち出し袋、これをですね、常備するようになったという効果も出たそうです。

まだまだ、実は御紹介したい貴重なお話をたくさんいただきました。ただ、ちょっと悔しいぐらいにですね、やっぱり実際に体験されたころのお話がたくさん伺えました。本当に勉強になったんですけども、実際にはやったことございませんので、自分にできるかと言われると、当然自信がないんですね。やはり大変だと思うんです、訓練は。

当然、手間はかかると思いますけれども、ある程度の事態、これは先ほどから想定ということも申し上げておりますけれども、例えば震度5強の地震が発生し、継続的に震度4クラスの余震が続いているというものであるとか、これなんか実はこの桜ヶ丘でもよくありそうで嫌なんですけども、1時間に80ミリを超える豪雨が数時間続いたため、床上浸水を含む土砂災害が発生し、

500名程度の地域の方が避難所で一夜を明かさざるを得なくなったということになるかと思うんですけども、これを想定しての、いわゆる今御紹介差し上げました、避難所の運営に関する防災訓練の実施を、行政として積極的にかかわってみられてはというふうに御提言をさせていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか、お願いいたします。

○議長（金堂清之君） 柴田都市整備部長。

○都市整備部長（柴田博之君）〔登壇〕 避難所の運営に関する防災訓練の実施を、行政として積極的にかかわってみられてはどうかとのお尋ねにお答えいたします。

議員御紹介の、福岡市東区で実施された避難所運営訓練の詳細な訓練内容を御教示いただき、ありがとうございます。

本市におきましては、防災対策指導員が自主防災組織の防災訓練を支援しております。自主防災組織の中で、実働での避難所運営訓練を実施したいと希望される場合につきましても、積極的に支援してまいりたいと存じます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。多分ですね、こういった訓練はありますよということですね、先ほどのHUGとあわせて、市のほうからアナウンスをいただきますと、きっと「よし、うちもやってみよう」と手を挙げてくださる自治会があると思います。どうかですね、その際には行政も積極的にかかわっていただきましてですね、今後の防災に生かしていただきたいというふうに思っております。

冒頭でお話ししました南海トラフ巨大地震の予想なんですけども、全国で死者数が32万人という、途方もない数字の予想であります。ただ、これにつきましても実は注釈がございまして、防災体制がしっかりしていれば劇的にこの数は減少するというところでございます。やはり訓練は絶対に必要になってくると。

ただですね、やはり参加する私自身も反省も含めてになりますけれども、やはり同じ訓練が続くと、いつからか訓練のための訓練というものになってしまう感があることは、どうしても否めないんじゃないのかなと思っております。これは反省しております。その意味でですね、今回は避難所の運営といいますか、宿泊体験型の防災訓練を御紹介いたしましたけども、まあ、そこまでのステップアップではなくてもいいのかもしれない。ただ、やはり少し、毎回ずつでもですね、想定する災害の種類や規模というものを変えて、その都度その都度で新たなノウハウの構築を行い得るような工夫は必ず必要になってくると思っております。

市独自の訓練はもとよりでございますけれども、自治会で開催される訓練にも、訓練のあり方や種類についての情報提供や御指導など、今後もより積極的に、行政にはこの防災、減災に取り組んでいただきたいと思っております。これはもう御要望でございますけれども、よろしければ市長の御見解をお聞かせいただけると幸いです。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 防災訓練について、自治会で行われる防災訓練について情報提供



など行政に積極的に取り組んでほしいという、そういうお尋ねにお答えさせていただきます。

その前に、先ほどから榊議員のこの防災に対する本当に熱心な勉強なり活動につきまして、非常に頭が下がる思いでございます。やっぱり私ども、この南海トラフの大地震にかかわらず、やっぱり日ごろから防災訓練というのは絶え間なく、やはりやっておく必要があるんじゃないかと。ただ問題は、いきなり想定できないようなことを念頭に置いておっしゃる方もあるんですけども、今、榊議員がおっしゃるように、やはり一つ一つ地道に、訓練をやりながら、次はこういったこともというふうな段階的なお話ですから、非常に私どもも聞いておって、「なるほどな」という共感を得ることができました。

先日も桜ヶ丘の自主防災訓練に私も参加をさせていただいて、200人は優に超えるような御参加でございましてですね、やっぱりそういう日ごろからの想定し得る災害を見据えた訓練、この積み重ねしか、極端なことを言うと答えの出しようがないような気がいたしております。そのことはいつも私は考えておることを申し上げさせていただきました。

そこで今、この自主防災組織が実施する防災訓練につきましては、これまでも防災対策指導員が訓練の企画段階から参加をして、訓練の内容に対し情報提供を行っております。今後も引き続き市として積極的に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

今議員御指摘のように、特にやっぱり桜ヶ丘というのは、議員がおっしゃったから言うわけじゃないんですけども、たしか自主防災組織の立ち上げも本市で最初にやっていたところでございます。そういう歴史もございましてですね、まあ中にはまだ若干、自治会によってこの自主防災組織のあり方についても温度差が、かなりまだありそうな気がいたしておりますので、まずやっぱり、全ての自主防災組織でそういう、やっぱり実際の災害を想定したような訓練、そういったことを重ねていただくことで、じゃ、一歩進んで次は宿泊型の訓練にしたらどうかとかなですね、そういったことを今からやっていかないと、ただ何かこう、想定できないような災害が来たときにどうするんですか、どうするんですかというような、その話になるとこちらもお答えのしようがないというのが実は本音でございましてですね、そういう意味じゃ、議員の御指摘はもっともだというふうに私も感じておりますので、ぜひいろいろこれからもお力添えをいただきながら、行政もできるだけ支援をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊朋之君）〔起立〕 どうも市長、ありがとうございました。ぜひですね、これからも有意義な防災訓練が市内の各地で行われますことを期待しておりますし、また私も積極的に参加をしてみたいと思っております。

それでは、続きましてになりますけれども、図書館の利用につきましての再質問をさせていただきます。

今回ですね、私、この図書館の利用につきまして、当初質問させていただこうと思いましたが、実は多くの皆様からも御要望の多い、例えば新書をもっとふやしてほしいでありますとか、

どうして市民図書館には今現在、特に話題の本、ベストセラーですね、の新刊本をすぐに入荷しないのかといった質問を差し上げるつもりでございました。おりましてすけれどもですね、私が利用している中で、いや、これはちょっといかんやろうと強く感じることにぶつかるんですね。これはやっぱり、先ほども言いましたように、利用者のマナーに関する問題です。

御質問でもお答えをいただきました本の紛失についても、当然そうでございます。これは紛失と、随分私は今やわらかい言い方をしましたけれども、図書館の本が、管理されたですね、場所から勝手にどこか動いていくわけじゃない。これは当然、万引きであり、悪意を持った盗難行為、犯罪ですよ。これがお答えの中で、盗難防止装置を設置した以降、劇的に減ったとはいえ、まあ現在でも400点近くが被害に遭っていると。これは多分、1冊1,000円は軽くするでしょうから、その意味で言うと、やっぱり40万円ぐらいが被害に遭っているということになるんですね。これを聞くと、やっぱり本当、先ほどの最初に私が申し上げたことになるんですけども、この状態で話題のベストセラーなんか入れたらですね、これはもう間違いなく、これが一番に持っていかれるだろうなど。

これは誤解のないように言うておきますけれども、とられる側ととる側とどっちが悪いっちゃ、そんなもん100%ですけれども、ためらいもなく、とる側が悪いんですね。そんな者のために対策を考えなきゃいけないということほど、実はむなし話はないと思っております。その金があるんだったら、本来は新書本をふやしてほしいと言いたいくらいです。しかし、現実には過去に比べて数が減ったとはいえ、盗難が発生しているという現実がある以上、それに対する対策は立てていかなければならない。

まあ、今の時点で実はこれ、手のうちをさらすというような形になるのもちょっとしゃくなんですけれども、どうでしょう、全ての図書にですね、盗難防止のタグをつけるという手段をとっていただいてはどうかというふうに考えておるんですけども、これはいかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 永田社会教育部長。

○社会教育部長（永田辰男君）〔登壇〕 図書館利用についての再質問でございます。

まず、全ての図書に盗難防止のタグをつけてはどうかの御質問にお答えいたします。

日ごろから議員が市民図書館を大いに御利用いただいておりますことに、まず感謝申し上げます。

御指摘の図書資料の紛失については、いずれの図書館でも頭を抱えている問題であると認識しております。御指摘のように、全ての図書に盗難防止タグを取りつける万引き防止対策につきましては、平成15年に盗難防止装置を設置したことによる効果が既に実証されていることから、私どもといたしましては極めて有効な手法の一つであると考えております。よって、一部タグの未装着の対処につきましては、今後の財政状況も考慮しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。まあ有効ではあるんでしょうけど、お金がかかるということもありますのでですね、ぜひ御検討を重ねていただきたいと思っております。

これは盗難が持つていかれるからいいという意味ではないんですけれども、盗難は持つていかれますので、被害は実はそれで終わりなんですけども、これからお話しさせていただこうと思っております本の汚れや損傷は、実はそこで終わらないんです。私が借りる本でも、例えばベストセラーの作家の本なんていうのは、傷み方が半端ないですよ。よく読まれているからで片づけられないぐらい汚れている。これは本当にそう感じるんですけど、何か土いじりをした手です、そのままさわりでもせん限り、こんな汚れはせんやろうというぐらい汚れている本もあります。また全体的な汚れならですね、実はまだいいほうで、ひどいのはメモや落書きまであるんです。以前私は、携帯電話の番号が書いてあることがございましたので電話しちゃうかと思っただぐらいなんですけども、もう本当にひどい状況というのがあります。

皆さん御存じかもしれませんが、井沢元彦の「逆説の日本史」という本があります。これは今現在18巻まで図書館の中に、一番新しいので18巻まであるんですけども、これですね、多分同じ方だと思んですけども、同じように汚れているんですよ。一体何のしみだっというぐらい汚れている。「読書をさかんに」なんていうんですね、言葉があるのかどうかは知りませんが、いや、この人は本当に本にしょうゆをつけて取るのかと言いたくなるぐらい汚れているんですね。

こういう本を手にとると、本来いけないですよ、いけないんですけども、借りたこっちもですね、もう何か、適当に扱っていいっちゃないかいなという気にどうしてもなっちゃう。これは割れ窓の理論じゃないんですけども、本の扱いのひどさが感染するという事は、もしかするとあるかもしれない。まあ、そこまでにはならなくてもですね、やはりぼろぼろに汚れた本など借りようとは思わないという心理は、これは当然働きます。

先ほどのですね、御説明では、返却の翌日までに汚れ等のチェックをされるというお話でした。確かにですね、先ほど言いましたように、汚れた本を借りてですね、返却口に持っていきまして返しました。そこで、ぱっと目の前で広げられて、「あなた汚しましたね」なんて言われたらですね、確かに不愉快じゃあると思うんです。だけれどもですね、今後、例えば新書として入れていく本とかですね、そういったものはですね、どこかで境を切ってもですね、多少利用者には不快な思いをさせることがあるかもしれないと思うんですけども、いま一歩ですね、踏み込んだチェック体制も必要になるのではないかと。まあ、大変悲しい質問なんですけれども、いかがでございませうでしょうか。

○議長（金堂清之君） 永田社会教育部長。

○社会教育部長（永田辰男君）〔登壇〕 図書資料の毀損、破損のチェック体制についての御質問にお答えいたします。

市民図書館を皆様にご気持ちよく御利用いただくためにも、破損、汚損についてのチェックは、返却時及び翌日の開館までの間に行っておりますが、多少、利用者にご不快な思いをさせるかも

しませんが、返却受け付け時のチェックをもう一度踏み込んでできないか、検討していきたいと思えます。今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

しかしながら一方で、市民図書館の蔵書のほとんどが繰り返し貸借に使用されておるものがございますので、議員がおっしゃられるように、汚損、破損がいつ生じたものか判別しかねるものも多くございます。そのような中でのチェックには限度があることも、どうか御理解いただければと思えます。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。まあ私も、これは言っていて難いだろうなというふうには思っております。ただ、ちょっとどこかの段階でですね、少し厳しくするという姿勢は必要ではないのかなと。ただ最終的にはですね、本は市民の貴重な財産ですと。後世に伝えられるように大事に扱いましょうという啓発キャンペーンを、まあ今さらながらではありますけれども、徹底して行うしかないのかなというふうには思っております。

ただですね、やはり啓発だけでは済まないというお話もでございます。この貸出本の未返却者ですね、の件でございます。先ほども御説明いただいたように、現在でもやっぱりかなりの数がいらっしゃる。係員の方が電話での督促をされているということですが、なかなか応じていただけないというのが現実のようです。

実際、図書館の利用規則では罰則らしい罰則がないんですね。現在の春日市民図書館管理運営規則がどうなっているかというところで、第17条の「登録抹消及び再登録の制限」というところの（1）で、「返却期限から2年」、これでいきなり2年という数字が出てくるんですけども、「2年を経過してもなお資料等を返却しなかった場合、資料等を返却した日から60日間を経過するまでの間」、要はこれ、3年たって返しに行くと、そこから2カ月間ですね、2カ月間だけ登録抹消して再登録できませんよと言っているんですね。これは比べるような話でもないんですけども、例えば民間のレンタルショップで1週間100円のDVDを借りて、2年間返さなかったと。聞いてみたんですよ、20万ぐらい請求されるそうなんです。これが法的な根拠があるかという議論はおくにしても、ちょっと今の現在の図書館の利用規則では、実際何のペナルティーにもなっていないんじゃないのかなと。

それどころかですね、この後にずっと実は出てくるんですけども、あくまで性善論に立ってですね、御丁寧に返せない理由を幾つも述べているんですね。当然、ついうっかりですとか、また交通事故があったというようなですね、返せないことは当然あると思えます。ただ、督促を受けてまで返さないというのはですね、もうこれは明らかな悪意ですよ。この悪意に善意で対応している。で、迷惑をこうむるのは誰だというと、善良な利用者なんです。これはやっぱり、ちょっと見直すべきじゃないのかなというふうに思っております。

先日私もですね、まあ非常にオタクな小説なので、作家の名前を言ってしまうと私のオタクぶりがばれますけれども、一部に熱狂的なファンの多いですね、作家の全11巻の本を、試しに借り

てみようと思ったんです。ところが、図書館にいつも1巻から4巻がないんですね。で、もういよいよしびれを切らせてまして、窓口で聞いてみたんです。そうしましたら、やはり1年以上未返却だということなんです。で、係員の方は大変親切に言ってくださいました、「5巻からどうですか」と。それはやっぱり借りれませんよね。これはいい例なんですけれども、この未返却者はですね、1巻から4巻を殺しているだけじゃなくて、5巻から11巻も全部殺しちゃっているんですね。これをやっぱりこう、許していいのかという問題、私はあると思います。

市の財産である本を借りるというですね、契約行為が発生している以上ですね、いま一度、規則、こちらのほうを見直していただいてですね、実効性のある規則への改正も必要になるのではないかなというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 永田社会教育部長。

○社会教育部長（永田辰男君）〔登壇〕 図書館資料の延滞に対し、規則を改正してはどうかとの御質問にお答えします。

市民図書館では、平成22年度に春日市民図書館管理運営規則の一部を改正し、図書資料の延滞に対する対応を強化したところですが、このことにより延滞者が大幅に減少いたしました。しかしながら、さきに教育長がお答えいたしましたとおり、3カ月以上の延滞者がなお相当数いるという現状から、善良な利用者に御迷惑がかからないよう、今後も粘り強く返却の督促などを行い、延滞者の人数を減らすための努力をしまいたいと考えております。

なお、規則改正につきましては、前回の一部改正が2年前と直近であり、また図書館協議会委員の協議を経て決定したものであることから、直ちに実行することには難しい面もあると考えております。どうぞ御理解ください。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊朋之君）〔起立〕 はい、御回答ありがとうございます。まあ、直近に改定をされたばかりだということで、これは逆に私は知りませんで大変申しわけないんですけれども、まあですね、どこか見直していただけたらというような気持ちもございます。

今回の私の質問はですね、普通にルールをきちんとお守りいただいて、本を大事に扱ってくださっている、もうこれは多分99%だと思うんですね、の利用者の皆様にとっては、もう迷惑きわまりない話だというふうに思っております。怒られるだろうなと。私、それだけでなく少ない支持者が心配でしょうがないんですけども、しかしですね、現実には図書館において、今回私が指摘させていただいたような負の面があるというのは厳然たる事実でございますし、ここに目を向けないでさらにすばらしい図書館などでき得ないという思いで、あえて質問をさせていただきました。

図書館という空間があつてですね、そこで数多くの本と出会うということは、ある意味、現代では市民の権利であると思います。思いますけれども、それはすべからず全ての人に与えられた権利である以上ですね、本の盗難はもとよりですけども、本を汚す、また返さない、こういった決まりを守らない者たちに対して、すなわち公共もしくは公の概念を持ち合わせていないとい

う者に対してはですね、その権利は制限されてもしかるべきではないのかなというふうに考えております。

まあ、規則の改正が非常に難しいというのは理解できますけれども、しかしどうかですね、私がこれまでお話ししたような誇らしくもない現実、これがあるということをですね、市民の皆様にご存知いただき、市民の共有財産である本をですね、大事に扱っていただくという啓発活動に、あえて負の部分を見せてということになりますけれども、つなげていただかなくてはどうかというふうに思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 永田社会教育部長。

○社会教育部長（永田辰男君）〔登壇〕 図書資料を大切に扱うための啓発活動についての御質問にお答えいたします。市民図書館を利用し、愛していただいている議員への御質問、御提案と理解しております。

現在行っております啓発活動ですが、図書館マナーアップキャンペーンを秋の読書週間に合わせ、筑紫地区5館共同の取り組みとして行っております。内容は、啓発ポスターの提示、職員のマナーアップバッジの着用、実際に破損した本の展示などがございます。今後も市民の共有財産である本を大事に扱っていただくよう、啓発活動の充実を図ってまいります。

また、先ほど御指摘のありました規則の改正についても、継続して前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊朋之君）〔起立〕 はい、御回答ありがとうございました。継続して前向きに御検討していただけるということで、今、涙で前が見えないような状況でございます。本当にありがとうございます。

私がですね、今さら申し上げるまでもないんですけども、図書館はですね、人が平等にですね、本という媒体を通じて過去を知ったり、また想像力を膨らませて未来を思ったり、また理論形成や人間形成に大きく資する本との貴重な出会いの場であると思っております。ある人は知識を求めて、またある人はくつろぎと癒やしを求めてそこに集うと。これはある意味でですね、成熟した文明社会にはなくてはならない貴重な空間であるというふうに思っております。

この快適でですね、洗練された図書館の運営に主体的にかかわっていただくのは、当然これは行政ではありますけれども、利用する側、市民ですね、これも当然、モラルを上げていかなければならないと私は思っております。すなわちですね、市民も協力して、よりよい空間の創出に手を貸していかなければならないというふうに思っております。

どうかですね、そのためにもということになりますけれども、これはもう御要望になります、行政の皆様におかれましてはですね、先ほどから申し上げております市民への啓発ということも含めてになりますけれども、今まで以上にですね、どうかお知恵をお絞りいただきまして、さらにすばらしい図書館運営へ向けて御努力をいただけますようお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、図書館のイメージアップのために、私によければいつでも子どもたちへの読み聞かせ、ボランティアさせていただきますので、このこともまたあわせて約束をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。